

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情
(総務委員会付託)

受 理 番 号 第 5 4 号

受理年月日 令和 6 年 9 月 2 4 日

付託年月日 令和 6 年 1 0 月 2 5 日

陳 情 者

陳 情 原 文 長期に及んだコロナ禍の影響に加え、諸物価の高騰、極端な円安、株
 価の騰落等により、多くの事業者は業種・業態、規模の大小、法人・個人事業者を
 問わず、売上の激減や収益の悪化、顧客離れ等に見舞われ、未だに事業の存続の危
 機に直面し、更には倒産や廃業の危機に晒されています。

また、食料品や生活に直結する諸物価の高騰等により、事業者やサラリーマンば
かりではなく、年金生活者や子育て世代を含め、多くの都民には、日々の生活への
不安等、多くの苦難が降りかかっています。

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、コロナ禍前にもまして厳しく、
かつ深刻な状況にあり、また雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足等の様々
な危機に晒されています。

このような社会経済環境に加え、消費税のインボイス制度の施行に伴った小規模
事業者に対する課税の強化に事務負担の増加等、厳しい事業経営を強いられ、家族
や従業員等の生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が消費税をはじめ所得税や住民税、社
会保険料等の負担の増加にあえいでいる実態にあります。

小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置は、都民の定住確
保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和 6 3 年度に創設されて以来、多く
の都民と小規模事業者が適用を受けています。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置は、
過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成 1 4 年度に創設されて以来、
多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を 6 5 % に
引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として
平成 1 7 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

この厳しい環境下において、東京都独自の施策として定着しているこれらの軽減
措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や、多くの都民の生活は更に

(裏面に続く)

厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、固定資産税及び都市計画税に係る下記の軽減措置について、令和7年度以後も継続されるよう、東京都に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和7年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和7年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和7年度以後も継続すること。